第7期奥出雲町障がい福祉計画・第3期奥出雲町障がい児福祉計画

重点項目



~本計画では、障がい福祉・障がい児福祉の10個の重点項目を定めています~

障がい者総合支援協議会の運営

1市2町の障がい福祉・障がい児福祉に係る関係者や家族会、教育、労働関係者等で構成する雲南圏域障がい者総合支援協議会の運営、体制強化に努めます。

また、総合支援協議会の下部組織である地域部会において、第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画の進行管理を行い、情報共有や地域課題を話し合い、障がいの ある方への支援体制の整備を進めます。

2 啓発・広報による情報提供の充実

障がいのある方が地域で生活していく上で、必要な情報を得ることができるよう、 「障がい福祉のしおり」の作成や配布、町広報、ホームページ、文字放送などを活用した情報提供を行います。

また、きめ細かいサービス情報の提供と共有ができるよう推進、強化を図ります。

3 相談支援体制の充実

障がいの種別や程度にかかわらず、サービスの利用について、助言や相談がいつでも気軽にできるように相談支援体制を整えます。【本町には基幹相談支援センター(福祉事務所内)と、2つの相談支援事業所があります】また、発達障がい・高次脳機能障がい・難病の方に対して関係各課、関係機関と連携をとりながら対応していきます。

4 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行支援

病院や保健所、相談支援事業所等と情報を共有・連携して現状把握に努め、退院可能な精神障がいのある方に対して地域生活へ移行できるよう、相談体制の充実を図ります。

5 障がい者への就労支援

福祉的就労の場を確保するとともに、事業所、障がい者就業・生活支援センターや ハローワークなどと連携を図り、町内企業への就労機会の拡大を働きかけ、企業側への協力、支援を求め、啓発や障がい者雇用の推進を図ります。

また、就労継続支援B型事業所での仕事(工賃)確保に向け、関係機関に働きかけます。

6 陸がい児支援

障がいのある子どもさん一人ひとりの特性に応じた、切れ目のない支援に対応できるよう、保育や教育、保健、就労などの関係各課、関係機関との連携を図ります。 就学前の障がいのある子どもさんや保護者が気軽に子育てなどについて話しができる交流事業、専門スタッフによる個々の発達に応じた療育支援を行います。 町内での療育についてニーズが高いので、町内でサービスを受けることができる体制、整備を関係機関と協議を行い進めます。

7 権利擁護の推進と虐待防止

障がいのある方の自己決定を尊重し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を推進します。また、障がい者虐待の防止や虐待の早期発見のために、虐待の通報義務等について広報啓発をしていきます。

8 防災体制の充実

障がいのある方に配慮した防災意識の普及啓発、学習会の開催等、防災担当課、関係機関との連携を密に支援体制の構築、地域における災害時の支え合い、助け合いの体制づくりのための調整を図ります。

9 地域における差別の解消

差別と区別の違いを明確にしつつ、障がいのある方もない方もお互いが尊重しながら暮らせる町にしていくため、社会福祉協議会等と連携し誰もが暮らしやすい差別のない地域づくりに努めます。

10 広域的事業の実施

町内の事業所などで実施できないサービスや 事業を他市町と連携して推進します。

- ◆自立支援給付サービス(訪問系、日中活動系、居住支援系ービス等)の実施
- ◆相談支援(サービス利用計画作成事業) ◆コミニュケーション支援事業(手話奉仕員の 養成や派遣等) ◆移動支援事業(移動時の個別支援や送迎等)
- ◆地域活動支援センター事業 ◆日中一時支援事業(日中支援が困難になった場合の受け皿)
- ◆生活支援事業(当事者活動や在宅等での生活の訓練)◆社会参加促進事業(スポーツ 大会レクリエーション教室等の開催)◆障がい児の就学支援や障がい者の就労支援
- ◆発達障がい、高次脳機能障がいのある方への支援